

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第25回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

### 1 日時

平成23年9月14日（水）13:10～14:10

### 2 場所

広島高等裁判所特別会議室

### 3 出席者

（委員）今中 亘，高野 伸，田邊 誠（委員長），二國則昭，山舗弥一郎  
（敬称略。五十音順）

（庶務）清山広島高裁総務課長，兒玉広島高裁総務課課長補佐

（説明者）細田広島高裁事務局長

### 4 議題

(1) 経過の報告等

(2) 審議

ア 平成24年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について

イ 平成24年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について

(3) 今後の予定等

### 5 議事

(1) 経過の報告等

ア 庶務（清山広島高裁総務課長）から，前回4月28日（木）の第24回広島地域委員会以降の経過として，平成23年下半期（10月から翌年1月まで）の判事任命候補者について，当地域委員会に寄せられた情報2件について，送付する理由等を明らかにした上で，これらを添付して送付することを

平成23年5月17日付けで下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「中央委員会」という。）に報告したこと、7月8日（金）の第48回及び9月1日（木）の第49回の中央委員会の各審議結果等について報告がされた。

イ 庶務から、当面のスケジュール及び本日の審議資料について説明がされた。

## (2) 審議

ア 平成24年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について

(ア) 所属弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対して情報受付の周知依頼をすることとされた。

なお、これまでの当地域委員会での審議経過を踏まえ、組織としての情報の取りまとめが不相当である旨を付記することとされた。

(イ) 担当事件の相手方代理人に対し情報提供依頼をすることとされた。

(ウ) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者からの情報収集について、弁護士任官候補者に対し、同人に関する情報提供者の氏名等の情報提供の依頼をした上で、情報提供者とされた弁護士に情報提供の依頼をすることとされた。

(エ) 弁護士任官候補者に関する情報の受付期限は10月24日（月）までとされた。

なお、当地域委員会では、情報受付期間について、これまで30日程度と定めて運用してきたが、前回の当地域委員会において、40日程度確保した上で2期日制を採用することとされたことを考慮して定められた。

イ 平成24年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者についての情報収集の在り方について

(ア) 当地域委員会関係の指名候補者の所属庁ごとの名簿（期、在籍期間、所属部を付記する。）を作成し、10月24日（月）を受付期限と定めて、それぞれの所属庁に対応する検察庁及び弁護士会に対して名簿を提供し、情報提供（情報受付の周知）の依頼を行うこととされた。

なお、情報受付期間が定められた事情は前記アの(エ)のとおりである。

- (イ) 依頼文書の内容については、一昨年9月と同様に、留意事項として、検察庁あてのものに「裁判官の職権の独立に対する影響」との文言を付加し、弁護士会あてのものと平仄を合わせた。
- (ウ) 情報収集の周知依頼に際して、各検察庁の検察官の数及び各弁護士会の会員数に相当する、広島地域委員会あての料金受取人払封筒を添付することとされた。
- (エ) 9月1日(木)の第49回の中央委員会において、弁護士会に対して、重点審議者を積極的に特定するための情報交換等について、弁護士会の活動としてはもとより、会員弁護士に対しても、そういった行動を控えるよう周知するなどの配慮が求められる旨注意喚起を行うことが適当であるとされたことを受けて、管内の弁護士会に対して、同趣旨の文書を送付することとされた。

#### ウ その他

情報が提供された場合には、庶務から各委員に情報が寄せられた旨を連絡し、各委員が当地域委員会庶務において寄せられた情報を随時閲覧できる態勢を取り、情報に関する調査の要否及び方法並びに情報の取りまとめについては、次回期日に審議の上で取り決めることとされた。

#### (3) 今後の予定等

次回期日は11月1日(火)午後1時10分とされた。

(以上)